

令和8年度

市立上溝中学校給食配膳室修繕

設計書

相模原市

部 長	課 長	総括副主幹	総括副主幹	検 算	検 算	担 当	
令和 8 年度							
市立上溝中学校給食配膳室修繕						設計書	
修繕価格							
消費税及び地方税相当額							
修繕費							
施設箇所名	市立上溝中学校						
所在地	相模原市中央区横山 5 - 1 9 - 5 4						
修 繕 概 要	市立上溝中学校配膳室修繕 一式（建築・電気・設備）						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規配膳室の整備（E棟 1 階旧生徒会議室）：約63.6㎡</li> <li>・既存給食配膳室の整備（既存給食配膳室棟）：約94.3㎡</li> </ul>						
起 工 理 由					本修繕監督員及び材料検査は 下記の者に定める		課 長
着手年月日	年 月 日			完成年月日	年 月 日		
執行方法	<input type="checkbox"/> 指名競争入札 <input type="checkbox"/> 一般競争入札 <input type="checkbox"/> 随意契約						















給食配膳室改修工事		2) E棟配膳室改修工事		b 壁改修工事		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
ビニル幅木	高さ60	34.2	m			
耐火間仕切壁	1時間耐火 LGS100形 @450 突付け・塗装面 継目処理 強化せっこうボード厚21+21(両面)	14.2	m <sup>2</sup>			
軽量鉄骨壁下地	65形 下地張りあり @450	6.1	m <sup>2</sup>			
軽量鉄骨壁 開口部補強	100形 扉等三方補強 1300×2000mm程度 2カ所程度	1	式			
ロックフェルト	両面 耐火シール(両面)共	22.7	m			
耐火ロックウール (SP取合部)	耐火シール(両面)共	10.7	m			
壁 せっこうボード 張り(GB-R)	厚12.5 不燃 鋼製、木、ボード下地 突付け 下張GB-R 厚12.5共	4.5	m <sup>2</sup>			
壁 せっこうボード 張り(GB-R)	厚12.5 不燃 RC、CB直張り 突付け -	41	m <sup>2</sup>			
化粧けい酸カルシウム 板	厚6.0 不燃 アクリル樹脂系塗料着色仕上 7mmシール共	59.7	m <sup>2</sup>			
軽量鉄骨壁下地	65形 下地張りなし @300	0.8	m <sup>2</sup>			
壁 構造用合板	t12+t24	0.9	m <sup>2</sup>			
化粧けい酸カルシウム 板	厚6.0 不燃 アクリル樹脂系塗料着色仕上 7mmシール共	0.9	m <sup>2</sup>			
ライニング甲板	人工大理石 W=150 グレー 構造用合板下地共 (針葉樹 特類 厚12)	0.8	m			
シーリング	一般部 シコン系(SR-1)防かびタイプ 10×10	1.9	m			
E P-G塗り 改修仕様	木部(塗替え面) 工程B種 下地調整RB種	13.4	m <sup>2</sup>			
E P-G塗り 改修仕様	モルタル(塗替え面・見上げ) 工程B種 既存塗膜除去(RB種)+下 地調整RC種+下地調整塗り(全面) ※下地調整材C-1(KC-1000同等品)	3.1	m <sup>2</sup>			
E P-G塗り 改修仕様	ボード(新規面) 工程B種 素地ごしらえB種	14.2	m <sup>2</sup>			
室名札	スプリング可動式 突出型	1	カ所			









給食配膳室改修工事						
4)撤去工事						
a 撤去						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(E棟 生徒会議室)						
【床】						
ビニル床シート撤去	集積共	3.2	m <sup>2</sup>			
床・縁甲板 フローリング撤去	集積共	49.3	m <sup>2</sup>			
床モルタル・床人研ぎ 撤去	集積共	11.2	m <sup>2</sup>			
【壁】						
木製幅木撤去	集積共	15.7	m			
【天井】						
天井合板・ボード 撤去	一重張り 石綿含有 集積共	69.5	m <sup>2</sup>			
天井下地撤去	集積共	69.5	m <sup>2</sup>			
【雑】						
黒板撤去	下地共 3700×1200程度 集積共	1	か所			
予定黒板撤去	下地共 1760×1200程度 集積	1	か所			
掲示板撤去	下地共 (造作) 集積共	9.6	m <sup>2</sup>			
カーテンボックス撤去	木製 150×150程度 集積共	7.8	m			
カーテンレール撤去	シングル 集積共	7.8	m			
OHPスクリーン撤去	集積共	1	か所			
ロッカ撤去	木製 W4770×D400×H1030程度 集積共	1	か所			
掃除用具入れ撤去	木製 W1260×D400×H1560程度 集積共	1	か所			
収納棚撤去	木製 W1125×D400×H1030程度 集積共	1	か所			













電気設備工事		コンセント設備				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
線材及び同施工費						
EM-EEFケーブル	1.6mm- 2C ビット・天井	5	m			
EM-EEFケーブル	2.0mm- 2C 管内	1	m			
EM-EEFケーブル	2.0mm- 3C ビット・天井	16	m			
EM-EEFケーブル	2.0mm- 3C 管内	28	m			
管材及び同施工費						
ねじなし電線管 (E)	露出配管 25mm	2	m			
1種金属線び (MM1)	A型 (25.4mm)	27	m			
1種金属線び (MM1) 附属品	配膳室 コンセント設備	1	式			
コンセント (金属プレート付)	連用形2P15A×1 - 125V	1	個			
コンセント (金属プレート付)	連用形2P15A×2 (接地極×2付 一体形) 125V	3	個			
コンセント (金属プレート付)	連用形2P15A×1 (抜止め) 125V	1	個			
コンセント (金属プレート付)	連用形2P15A×1 (接地極付) 125V	1	個			
24時間換気スイッチ 取付費		1	個			
600V耐燃性ホリエン絶縁電線 (EM-IE)	5.5mm2	22	m			
EM-CETケーブル	22mm2 管内	3	m			
EM-CETケーブル	22mm2 ビット・天井	7	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 16mm	4	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 54mm	3	m			
開閉器箱 (一般形)	ELCB3P 50AF×1個	1	個			





















E棟 配膳室整備に伴う 給排水衛生設備工事 3. 排水設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
【排水管】	(建物用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管)					
排水・建物用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管(FVP)改修	屋内一般 40A	1	m			
排水・建物用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管(FVP)改修	屋内一般 50A	2	m			
	(硬質ポリ塩化ビニル管)					
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	屋内一般 40A	1	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	屋内一般 50A	1	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(カーVP)改修	屋内一般 50A	1	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(カーVP)改修	屋内一般 65A	2	m			
【排水役物】						
床下掃除口	CO 50A	1	個			
【その他】						
配管切断費	(排水設備)	1	式			
はつり補修費	(排水設備)	1	式			
土工事(人力)	(排水設備) 根切り(人力) 0.4㎡程度 埋戻し(D種) 0.2㎡程度 養生土埋戻し 0.2㎡程度 敷き均し 0.2㎡程度	1	式			
あと施工アッカー	(排水設備)	1	式			
計						



























































## 相模原市環境方針

本市は、「相模原市環境基本条例」の基本理念に則り、望ましい環境像「人と自然が共生するまち～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」を実現するため、事務事業の実施に当たり、以下のとおり、取組目標を設定し、継続的改善を推進します。

- 1 「相模原市環境基本計画」に基づき、環境関連施策を推進し、事務事業の実施に伴う環境負荷の低減を図ります。
- 2 地球温暖化対策や循環型社会の形成などを推進するため、再生可能エネルギー等利用設備の導入、省エネルギー機器の導入、公用車適正利用の推進、ごみの減量化・資源化の推進、資源・エネルギーの有効活用に取り組みます。

令和2年4月1日

相模原市長

### 【相模原市環境基本条例 基本理念】

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。
- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。